介護老人保健施設 ル・サンク湯澤

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション) 重要事項説明書

1. 運営規程設置の主旨

医療法人博演会が開設する介護老人保健施設ル・サンク湯澤(以下「当施設」という。)において 実施する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の適正な運営を確保するために、 人員及び管理運営に関する事項を定める。

2. 事業の目的

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態)と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

3. 運営の方針

- ・当施設では、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
- ・当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- ・当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- ・当施設では、明る〈家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- ・サービス提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- ・利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

4. 施設の名称及び所在地等

当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1)施設名 介護老人保健施設ル・サンク湯澤
- (2) 開設年月日 平成27年4月1日
- (3)所在地 埼玉県さいたま市西区三橋6丁目567番地
- (4)電話番号 048-622-8170 FAX 番号 048-622-8171

(5)介護保険指定番号 1156580167

5. 従業者の職種、員数及び勤務体制

当施設の従事者の職種、員数及び勤務体制は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。【令和4年4月1日現在】

職種	員数(非常勤)	勤務体制
管理者·医師	1名	9:00~17:00 (月曜日~金曜日、木曜日は12:00 迄)
薬剤師	1名(2名)	8:30~17:30(シフト制)
看護職員	5名(10名)	8:30~17:30
介護職員	8名	8:30~17:30
支援相談員	1名	8:30~17:30(シフト制)
理学療法士等(※)	7名(3名)	8:30~17:30(シフト制)
管理栄養士	1名	8:30~17:30(シフト制)
介護支援専門員	1.5 名	8:30~17:30(シフト制)

[※]理学療法士等は理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士

6. 従業者の職務内容

前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1)管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2)医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3)薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4)看護職員は、医師の指示に基づき、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく看護を行う。
- (5)介護職員は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく介護を行う。
- (6)支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じると共に、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- (7)理学療法士·作業療法士·言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成すると共にリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8)管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

7. 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間を以下のとおりとする。

- (1)毎週月曜日から金曜日までの週5日間を営業日とする。ただし、年末年始や夏期等については、事前に通知のうえ休業とすることがある。
- (2)営業日の午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とする。

8. 利用定員

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の利用定員数は、45人とする。

9. 設備概要

- (1)診察室
- (2)機能訓練室
- (3)食 堂

- (4)浴室 / 一般浴1、家庭浴(リフト浴)1
- (5)洗面所
- (6)便 所
- (7)サービスステーション

10. サービスの内容

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、(介護予防にあっては介護予防に資するよう、)医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。また、利用者の病状及び心身の状態に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、又は栄養管理をする。

11. 利用者負担の額

利用者負担の額を以下とおりとする。

- (1)保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2)食費、おむつ代、キャンセル料、その他の費用等利用料を、料金表に掲載の料金により支払いを受ける。

12. 通常の送迎の実施地域

通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

さいたま市及び上尾市のうち、施設より半径 5km 以内とする。

13. サービス提供時間

午前8時30分から午後4時40分

14. 身体の拘束等

当施設は原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

15. 褥瘡対策等

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めると共に、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

16. 施設の利用に当たっての留意事項

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は利用料として規定されるものであるが、利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・飲酒・喫煙は原則禁止とする。
- ・火気の取扱いは、職員の管理のもと行う。
- ·設備·備品は、職員の管理のもと利用する。

- ・所持品・備品等の持込みは、原則として衣類と日用品のみとする。
- · 金銭· 貴重品の持込みは、原則として禁止する。
- ・ペットの持ち込みは、原則として禁止する。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

17. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1)防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2)火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3)非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立会う。
- (4)非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5)火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、 任務の遂行に当たる。
- (6)防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上 (うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練…………年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底…………随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

18. 事故発生の防止及び発生時の対応

当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

19. 苦情の処理

- ・施設内に苦情・相談窓口を設置し、プライバシーの保持、迅速な対応と早急な解決をする。
- ・苦情・相談への対応の概要を次のように定める。
 - ア.要望及び苦情等については、苦情解決責任者、支援相談員に申し出ることができる。また、 1階に「ご意見箱」を設ける。

電話 048-622-8170、Fax 048-622-8171

苦情窓口開設時間 午前8時30分~午後5時30分(月曜日~土曜日)

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険団体連合会等に相談、苦情を伝えることができる。

さいたま市役所介護保険課/電話 048-829-1264 (直通)

さいたま市西区高齢介護課/電話 048-620-2668 (直通)

さいたま市北区高齢介護課/電話 048-669-6068 (直通)

さいたま市桜区高齢介護課/電話 048-856-6178 (直通)

さいたま市中央区高齢介護課/電話 048-840-6068 (直通)

さいたま市大宮区高齢介護課/電話 048-646-3068 (直通)

さいたま市区見沼区高齢介護課/電話 048-681-6068 (直通)

さいたま市浦和区高齢介護課/電話 048-829-6153 (直通)

さいたま市南区高齢介護課/電話 048-844-7178 (直通)

さいたま市緑区高齢介護課/電話 048-712-1178 (直通)

さいたま市岩槻区高齢介護課/電話 048-790-0169 (直通)

上尾市役所高齡介護課/電話 048-775-5126 (直通)

川越市役所介護保険課/電話 049-224-8811 (代表)

埼玉県国民健康保険団体連合会介護保険課/電話 048-824-2568(苦情相談専用)

- イ. 苦情·相談窓口担当者は、苦情相談を受け、その内容を十分に聴き内容を確認した上でその場で解決、返答出来ると判断される内容の場合は、その場で解決、返答する。
- ウ. イで解決できない場合は、処理を保留し、事実確認を行い、苦情解決責任者、苦情·相談 担当者、各課長、主任(必要な場合には、対象職員)と協議した上で解決、返答する。
- 工. 苦情・相談に関する解決の経過及び結果については、解決、改善策を明確に報告する。
- オ. 苦情相談内容について、担当居宅支援事業者に報告を行う。
- 力.解決後、再発防止に務め、観察と記録を行い、経過を見守る。

20. 職員の服務規律

職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1)利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2)常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3)お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

21. 職員の質の確保

施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

22. 職員の勤務条件

職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人博演会の就業規則による。

23. 職員の健康管理

職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

24. 衛生管理

- ・利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- ・感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- ・栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- ・定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

25. 守秘義務及び個人情報の保護

- ・職員は業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報を保持する。
- ・職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの個人情報を保持すべき旨を施設職員との雇用契約の内容に含むものとする。

26. 協力病院

協力病院は以下のとおりとする。

- ·湯澤医院
- ·湯澤歯科

さいたま市西区西遊馬 1260-1 048-624-3974 さいたま市西区西遊馬 1254-13 048-622-8020

27. その他運営に関する重要事項

- ・地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。
- ・運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、 プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- ・通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人博演会介護老人保健施設ル・サンク湯澤の運営委員会において定めるものとする。
- 28. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

《介護支援専門員》 柳 澤 ひとみ 伊 東 るり子 谷 口 久 美 子

《支援相談員》遠藤麻美 岡部美紗貴